

「希望」を叶えるあわらの暮らし

あわら市では定住人口の増加を図るため、さまざまな支援制度を設けています。紹介する制度には、記載した内容以外にもさまざまな要件があるので、詳しくは事前にご相談ください。あわら市空き家情報バンクでは物件を随時登録しています！空き家をお持ちの人も、物件を探している人も、まずはホームページをご覧ください。

県外から移り住んだ人への支援

● 移住促進支援金

県外から移住した人に対し、移住に関する費用を支援します。

若者単身者 **10** 万円
若者世帯 **15** 万円
子育て世帯 **30** 万円



▲ 市ホームページ

● 移住就職等支援金

東京圏から移住した人に対し、移住に関する費用を支援します。

単身者 **60** 万円
世帯 **100** 万円

※ 18 歳未満の子ども 1 人につき 100 万円加算



▲ 市ホームページ

若い世代の結婚・新生活支援

● 結婚新生活支援事業補助金

夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下で、合計所得が 500 万円未満の、新婚夫婦の市内での新生活費用（住宅取得費・住宅リフォーム費・家賃・引越し費用）を支援します。

共に 29 歳以下 **最大 60** 万円
上記以外 **最大 30** 万円



▲ 市ホームページ

● U 2 5 夫婦支援金

夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下で合計所得が 500 万円未満の新婚夫婦のうち、25 歳以下（共にまたはいずれか）の夫婦に対し、支援金を贈ります。

定額 **10** 万円



▲ 市ホームページ

新築・リフォーム支援

● 多世帯同居・近居促進事業補助金

新たに多世帯が同居・近居をするために、新築住宅を購入・建設する費用を支援します。

1 件につき **最大 100** 万円

※基本額 70 万円、市内業者施工加算最大 30 万円



▲ 市ホームページ

● 多世帯同居リフォーム支援事業補助金

新たに多世帯で同居を開始するためのリフォーム費用を支援します。

補助対象経費 2 分の 1 以内
最大 60 万円

※契約前の申請が必要です。



▲ 市ホームページ

空き家利活用支援

● 空き家取得等支援補助金

「空き家情報バンク」物件を住居として購入・リフォームする場合に必要な費用を支援します。空き家の所有者も賃貸用として登録する場合に、リフォーム費用の助成が受けられます。

取得支援 **最大 100** 万円
補助対象経費 3 分の 1 以内 リフォーム支援 **最大 100** 万円
安心 R 住宅取得支援 **最大 120** 万円



▲ 市ホームページ

※子育て、新婚、進出企業の従業員、県外からの移住者などの世帯が最大 1 0 0 万円、それ以外の世帯については、最大 5 0 万円です。
※子育て、新婚、進出企業の従業員、県外からの移住者などの世帯が安心 R 住宅を購入した場合、最大 1 2 0 万円です。
※契約前の申請が必要です。

問合せ 市民協働課 移住空き家対策 G ☎ 73-8003 ✉ ijyu@city.awara.lg.jp

マイナンバーカードの受け取りについて

マイナンバーカードは申請者本人の受け取りが原則ですが、入院や施設入所、身体の障害など、やむを得ない理由により来庁が難しい場合に限り、代理人が受け取ることができます。なお、受け取りに表に記載の書類が必要です。事前に市民課へご相談ください。仕事が忙しく来庁できないことはやむを得ない理由に該当しないため、延長窓口や休日交付窓口をご利用ください。

代理受け取りに必要な持ち物

■ 交付通知書（はがき）申請者本人が住所、氏名、代理人の住所、氏名、暗証番号を記入し、暗証番号記入欄に目隠しシールなどで隠した状態で提示してください。

■ 通知カード

■ 本人確認書類（A 書類 1 点と B 書類 1 点 いずれも原本）

A 書類がない場合は、B 書類 2 点と顔写真証明書※

※顔写真証明書は、市ホームページに掲載ならびに市民課窓口においてあります。

■ 代理人本人確認書類（本人確認書類と同様）

■ 来庁が困難であることを証明する書類など（表参照）（本人確認書類がこれを兼ねる場合があります）



▲ 市ホームページ

本人確認書類

A 書類	写真付き公的書類	運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カードなど
B 書類	A 書類以外の「氏名、住所、生年月日」の記載がある公的書類	健康保険証、子ども医療費受給者証、介護保険証、年金手帳、学生証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証など

来庁が困難であることを証明する書類など

75 歳以上の高齢者	交付通知書（はがき）に申請者本人が来庁が困難である理由を余白にご記入ください
長期入院者・施設入所者 要介護（要支援）認定者	病院長もしくは施設長、または居宅介護支援を行う介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が記載した顔写真証明書※
病気や身体などの障害がある人	障害者手帳、障害福祉サービス受給証、自立支援医療受給者証、または入院先の領収書
高校生	学生証または在学証明書
未就学児～中学生	上記本人確認書類のうち生年月日が確認できるもの
成年被後見人	戸籍謄本その他の資格を証明する書類
被保佐人・被補助人	保佐人および補助人の登記事項証明書の代理行為目録など

延長窓口（完全予約制）毎週火曜日（祝日を除く）17 時 15 分～ 19 時

休日交付窓口（完全予約制）5 月 20 日（土）6 月～9 月の期間は、毎月第 1・4 日曜日 9 時～ 12 時

問合せ 市民課 ☎ 73-8014

感電事故防止についてのお願い ～福井鉄道電気建設所からのお知らせ～

日頃より、北陸新幹線（金沢・敦賀間）建設工事にご協力いただき誠にありがとうございます。おかげさまで、建設工事は最終段階を迎え、開業に向けた試験が始まっています。5 月 15 日（月）からは、試験のために電線に強い電流を流します。電線に触れたり、近づいたりすると感電して大けがをしたり、命を失ったりすることがあるため、極めて危険です。

このような感電事故を防ぐために、次の注意事項についてご協力をお願いします。

- ① 鉄道用地内に立ち入らないこと
- ② 電線に触れたり、近づいたりしないこと
- ③ 鉄道用地内に物を投げ込まないこと
- ④ 線路の近くで「たこ揚げ」などをしないこと

なお、電線にたこやビニールなどが絡みついた場合は、感電のおそれがありますので、自分で取ろうとせず、ご連絡ください。

問合せ 福井鉄道電気建設所 ☎ 63-6480



鉄道・運輸機構

